

公 告

令和8年(2026年)3月5日

真庭市は、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

真庭市長 太田 昇

1 条件付一般競争入札(事後審査方式)に付する事項

(1) 管理番号	15-123
(2) 件 名	真庭ひかりネットワーク及び真庭広域ネットワーク臨時保守業務
(3) 履行場所	真庭市全域
(4) 履行期限	令和 9年 3月31日
(5) 業務概要	令和7年度の有償移転工事及び真庭広域ネットワークの単独敷設ルート等にかかる光ファイバケーブル移転工事。
(6) 入札制度	最低制限価格：設定なし
	入札保証金：不要
	契約保証金：契約金額500万円以上の場合、契約金額の100分の10以上
	予定価格：事後公表

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

(1) 参加資格共通事項	公告の日から落札者が決定する日までの間、真庭市役務の提供に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
(2) 参加資格業種	情報・通信サービス(通信)
(3) 営業所の所在地	県内に事業所(本店又は営業所)を有する者 ※支店・営業所の場合は、契約を委任されている者
(4) その他	別添仕様書の通り

3 仕様書等に関する事項

(1) 閲覧期間	公告日から令和 8年 3月25日 17時00分
(2) 閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、秘書広報課【TEL】0867-42-1163へ連絡すること。)
(3) 質問の受付期限	令和 8年 3月16日 12時00分
(4) 質問方法	質問はメールで行うものとし、電話、郵送又は持参によるものは受け付けない。
(5) 質問書提出先	秘書広報課【メール】hisho@city.maniwa.lg.jp
(6) 回答書の閲覧期間	回答可能となった日から令和 8年 3月25日 17時00分
(7) 回答書の閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、秘書広報課へ連絡すること。)

4 入札等

(1) 入札書提出期限	令和 8年 3月25日 17時00分 「入札参加申請書兼入札書」に「内訳書」を添付の上、財産活用課まで提出のこと（郵便、持参いずれの方法も可）
(2) 開札執行日時	令和 8年 3月26日 10時00分
(3) 執行場所	真庭市総務部財産活用課
(4) 入札結果の公表	落札者には電話等で通知するほか、結果を財産活用課窓口及び真庭市ホームページで公表

※ 当該公告に定めるもののほか、入札に関する事項については「真庭市物品調達等条件付一般競争入札公告共通事項」による。なお、**本業務にかかる当初予算が議決されなかった場合、入札は無効となります。**不明な点は次に示すところに問い合わせること。

〈入札・契約担当課〉

真庭市財産活用課（契約管理係）

TEL 0867-42-1174 / FAX 0867-42-1119

〈事業担当課〉

真庭市秘書広報課

TEL 0867-42-1163 / FAX 0867-42-1353

真庭ひかりネットワーク及び真庭広域ネットワーク臨時保守業務仕様書

1. 概要

真庭ひかりネットワーク及び真庭広域ネットワークを良好な状態に維持するため、両ネットワークの光ファイバケーブルの移設工事等を行う。

2. 保守対象回線

真庭市全域及び苫田郡鏡野町の一部に敷設している真庭ひかりネットワーク及び真庭広域ネットワークの全ての光ファイバケーブル等を対象とする。

3. 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

4. 発注範囲

1件が130万円を超える緊急を要する移転工事、または有償移転工事とする。

真庭広域ネットワーク単独敷設ルートについては金額、有償無償に関わらず全て発注する。ただし、真庭ひかりネットワークの指定管理者が行う工事は除く。

5. 工事費の積算

業務の実施に当たり、受注者は契約の単価及び本仕様書に基づき工事費を積算し、発注者の承認を得るものとする。

6. 見積もりについて

光ファイバケーブルの移設、新設、撤去（再用）及び撤去（不再用）の4つに分類し、見積書には、直接工事費にかかる1m当たりの施工単価（税抜）を分類ごとに記載すること。

単価については、接続、伝送損失試験およびパルス試験を含まない積算により算出し、ドロップケーブルについても1条として扱うこと。

※なお、入札の決定は、新設単価に0.29、移設単価に0.34、撤去（再用）単価に0.01、撤去（不再用）単価に0.36をそれぞれ乗じた数の合計の小数点以下を切り捨てた数値により判定する。

7. 落札者の決定

見積金額の最も低い事業者を落札者とする。

8. 契約方法

単価契約

9. 業務内容

業務の内容は以下のとおりとし、発生の都度実施すること。

なお、着手に当たっては指定管理者と事前に連絡調整を行い連携して実施すること。

また、真庭ひかりネットワークの光ファイバケーブルが関わる臨時保守工事の場合は、IRU事業者とも事前に連絡調整を行うこと。

(1) 支障移転工事

- (ア) 指定管理者及びIRU事業者と連携し、光ファイバケーブル移転工事を実施する。
- (イ) 移転工事完了後は、移転箇所及び施工状況がわかるように、該当部分の設備記録及び施工前、施工中、施工後の写真を添付して市に完了届を提出すること。
- (ウ) 電柱所有者又は道路管理者宛てに申請が必要な場合には必要書類を調製のうえ、市に提出すること。

(2) 故障修理

- (ア) 市の発注により受注者は、速やか（市から連絡を受けてから2時間以内）に対応し、パルス試験及びパトロール等により故障箇所を探索すること。
- (イ) 受注者は、心線切替え又は応急光ファイバケーブルにより速やかに（故障箇所発見から4時間以内。ただし、災害時の安全の確保、事故や火災時に警察や消防の許可が必要な場合は、この限りでない。）に仮復旧すること。
- (ウ) 復旧の方法は、原則として以下のとおりとする。
 - a 部分故障で空き心線に良心線があれば、心線切替えで仮復旧する。
 - b 全断故障であれば、応急光ファイバケーブルで仮復旧する。
 - c 仮復旧後は、速やかに本復旧を行う。この場合も空き心線を利用する等、回線が切断する時間を最小限にするよう努めなければならない。
- (エ) 故障修理後は、故障箇所及び措置内容がわかるよう、該当部分の設備記録及び措置前後の写真を添付して市に報告すること

(3) 被加害に伴う復旧工事（真庭広域ネットワーク単独敷設ルートに限る）

- (ア) 復旧の方法は、(2)に準ずるものとする。
- (イ) 事故現場において加害者に面会できた場合は、加害者の連絡先等を

市に報告すること。

- (ウ) 復旧工事に要する費用については、賠償請求費用として算出し、市に報告すること。

10. 積算方法

工事費の算定に当たっては、発生都度、直接工事費と間接工事費に分けて算定すること。間接工事費の内容については、岡山県土木工事標準積算基準に準ずるものとする。

- (1) 直接工事費は、材料費及び施工費からなり、算定に当たっては、以下のとおりとする。
- (ア) 材料費は、必要な工事材料について計上し、積算根拠資料を添付するものとする。なお、撤去品が再用できる場合には計上しないこと。
 - (イ) 施工費は光ファイバケーブルの移設、新設、撤去（再用）及び撤去（不再用）の4つに分類し、それぞれ1m当たりの施工単価に光ファイバケーブル延長を乗ずる。
施工単価は入札によって決定した単価を使用し、光ファイバケーブル延長は、移動する電柱の両側にある電柱までの距離（亘長）とする。移設前後において延長が変動する場合には、長い方を採用する。なお、一束化区間においては、すべてのケーブル移設にかかる施工費合計額の70%にすること。
接続、伝送損失試験及びパルス試験にかかる経費については別途記載すること。
- (2) 間接工事費の算定に当たっては、以下のとおりとする。
- (ア) 共通仮設費には、光ファイバケーブルは対象としない。
 - (イ) 共通仮設費には、必要に応じて安全費を積み上げ計上することができる。
 - (ウ) 安全費は、発注日の属する月に財団法人建設物価調査会より発行される「建設物価」掲載の公共工事設計労務単価中の「交通誘導員」の単価による。
 - (エ) 特殊車両等については、高所作業車等の特殊車両を必要に応じて計上できることとし、その価格は発注日の属する月に財団法人建設物価調査会より発行される「建設物価」掲載の使用する機材の単価による。同書に掲載されていない特殊車両等を使用する場合には、市と協議すること。

1 1. 設備記録の維持管理

- (1) 光ファイバケーブル線路図、共架柱、埋設管路、光ファイバケーブル仕様等の維持管理に必要な設備記録は、市が受注者に貸与する。
- (2) 設備記録は7の(1)、(2)、(3)に基づく故障修理等で変更が生じた都度、受注者が補正し、市及び指定管理者へ報告のうえ保管する。
- (3) 設備記録は、Microsoft社PowerPointを標準として作成する。
- (4) 受注者は、市からの要請があれば、最新の設備記録を提出する。
- (5) 受注者は、契約の次年度に他の業者が臨時保守工事をする事となった場合、保管している設備記録を市に速やかに返還すること。

1 2. 工事の調査

市は、必要と認めるときは、受注者に対して工事の実施状況について報告を求め、又は工事の実施について調査し、若しくは指示することができる。

1 3. 工事の変更等

- (1) 市は、必要があるときは、工事の内容を変更し、又は工事の実施を中止させることができる。この場合において、施工単価又は指示期間を変更する必要があるときは、市と受注者が協議して書面によりこれを定めるものとする。
- (2) 前項の場合において、受注者が損害を受けた時は、市は、受注者と協議してその損害を賠償しなければならない。

1 4. 指示期間の延長

受注者は、その責めに帰することができない理由により指示期間までに工事を完了することができないことが明らかになったときは、市に対して遅滞なくその理由を付して指示期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、市と受注者が協議して定める。

1 5. 精算方法

受注者は、完了届を提出し検収が終わっている移設工事について支払を求めることができる。

1 6. 損害賠償

臨時保守の実施に当たって、受注者の責めにより回線切断等の事故が発生した場合は、損害賠償の責めを負うこと。

17. 守秘義務

本業務により知り得た情報については、外部に漏洩してはならない。この契約の終了後も同様とする。

18. 契約費用の負担

この契約の締結に必要な費用は、受注者が負担する。

19. 記載外事項及び疑義

本仕様書に記載されていない事項又は記載内容に疑義が生じた事項については、市に協議すること。